

第 1 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年6月13日午後1時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（0名）

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第 4 号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、こんにちは。

いつもは午前中のところ、本日、議会の関係で午後からということでお集りいただきましてありがとうございます。

定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまから総会を開催したいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。

本日13日ということで、稲の苗も植え終わったと思います。そういう中での我々総会ということで、農作業もほとんど終わったのではないかと考えております。今月25日、親和会総会が鵜の岬で開かれます。現状のところ、約8割の方に出席いただけるということで、大変ありがとうございます。

それから、実は水戸市商工会議所の中の女性会というものがあります。中立委員として今まで高嶋委員、伊藤委員と出ておりましたが、今般、松橋委員が女性会の会長となりましたので、今後とも農業委員会そしてまた商工会議所と頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、早速第12回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員が出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

23番、加倉井幸夫委員、24番、高橋基委員、よろしくお願いいたします。

次に、議案の取下げがありますので、事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の第12回総会（取下）と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は、議案書の 5 ページの上から 3 段目になります。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 7 項になります。

令和 6 年 6 月 11 日に申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 8 件、農地法第 4 条の審議案件が 4 件、農地法第 5 条の審議案件が 17 件、土地現況証明が 1 件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第 3 条の 3 の届出が 11 件、農地法第 4 条の届出が 2 件、農地法第 5 条の届出が 18 件、登記官等からの地目確認照会が 2 件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして 63 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を 7 番の関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9 番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し自家消費するため、譲り受け耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

本件の受人は農家ではないのですが、下限面積要件の廃止により取得して耕作するとのことです。調査検討の結果、法令に照らし許可相当だと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思量されます。なお，転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，農用
地利用計画における用途区分が農業用施設である農地であり，農地法第4条第6項本
文ただし書きに該当いたします。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番，飛田です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろ
しくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議
よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料
されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を
得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいた
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、転用期間は3か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、県庁を中心として住宅等が連担して立ち並び、県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は宅地の面積の割合が40%を超えるため、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，
皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広が

りのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますの

で、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

浅井委員 22番，浅井です。

この案件を調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございます。異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案第4号について事務局からご説明いたします。

資料は別紙1になります。

土地現況証明願に対する承認についてでございますが，成沢町の畑1,831平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり，農業委員3名で現地調査をした結果，転用目的のとおりで山林であることが確認できましたので，証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

次に，議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お疲れさまでございます。農政課でございます。

それでは，議案第5号のご説明の前に，一言だけご報告申し上げます。

現在，地域計画の策定に向けまして認定農業者の方に今後の農地のあっせん希望とか集約化の希望の有無について調査票を送らせていただいております。本日までご出席い

ただいている委員の皆様にもご回答いただいているところでございまして、ご協力ありがとうございます。

今回の文書の調査は、予備的な調査となっております、実際あっせん希望のある担い手様、集約化希望のある担い手様につきましては、今後個別に地図を見ていただきながら、これは今年2月、3月にご覧いただきました担い手様の耕作の現況地図です。こちらを実際にご覧いただきながら、具体的な希望内容の聞き取りをさせていただこうと考えております。そういった情報を取りまとめまして地図に反映しながら、目標地図の作成に向けて作業を進めていきたいと思っております。

そういった情報が取りまとまりましたら、稲刈り後ということになりますが、秋以降、担い手様も含めてお声がけしながら地域協議を始めさせていただければと考えております。担い手様のご希望を聞き取る中で何か事前に調整の必要な事項が発生するような場合には、随時ご相談申し上げたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案の説明を申し上げます。担当より説明いたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が1万5,923平方メートル、畑が9万3,948平方メートル、設定者が14名、取得者10名、利用権設定日は令和6年6月20日または令和6年7月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）（案）の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積22万3,630平方メートル、畑が設定面積2万2,471平方メートル、設定者69名、取得者13名でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年8月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）（案）の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積ゼロ平方メートル、畑が設定面積7万408平方メートル、設定者2名、取得者3名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年8月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席いたします。

（事業担当課退席）

議 長 次に、議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更を上程します。

まず、前回の受付分について、事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課の照山と申します。よろしくお願いいたします。

今回、4月受付分をご説明する前に、前回、令和5年10月受付分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしたA3判で、右上に総会参考資料と書かれた資料をご覧ください。

前回審議案件（令和5年10月受付分）に係る水戸農業振興地域整備計画変更申出の手続き状況をご覧いただきまして、資料をめくっていただきまして、表の上段、重要

な変更でございますが、重要な変更案件12件につきましては、12月の農業委員会総会と農振協議会を経まして、県と協議した結果、全て可となり除外を完了しております。

表の下段、軽微な変更1件につきましても用途変更を完了しております。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から前回の受付分について説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、今回受付分の審議に入ります。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 事前に送付させていただいておりますお手元の別紙5、議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更についてと書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、案件ごとの申出者、土地所有者、事業内容、申出地等についての一覧表となっており、次ページを開いていただきますと、各申出案件の位置図の一覧でございます。また、各案件の詳細な位置図、配置図等につきましてはページ番号を付しておりますので、ご参照願います。

1 ページをお開きください。

案件1でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は、借家住まいで手狭であることから、今回、土地所有者と売買により土地を取得し、申請地に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は5ページまででございます。

6 ページをお開きください。

案件2でございますが、除外する土地は平須町地内で、申出人は中古車販売及び解体を営む法人で、今回の申出地は、令和3年より一時転用の許可を得て車両置場を設置しております。今後も事業継続する上で必要な土地であることから、売買によって土地を取得し、車両置場として恒久的に使用する計画でございます。関係資料は8ページまででございます。

9 ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は隣接地で福祉施設を運営する法人で、申出地については平成6年より地主との賃貸借にて職員及び来客者駐車場として利用していましたが、現在まで農振除外や農地転用の許可を得ておりませんでした。今回、売買によって土地を取得することとなり、今後も事業継続する上で必要な土地であることから、関係法令を是正していきたい旨の申出でございます。関係資料は11ページまででございます。

12ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は河和田町地内で、申出人は平成12年度より申出地に農家住宅を建設し住んでおりますが、今年に入り、農振の手續や農地転用をしないままであることが発覚したため、関係法令を是正していきたい旨の申出でございます。関係資料は14ページまででございます。

15ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は小吹町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在、借家住まいで手狭であることから、今回、贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は19ページまででございます。

20ページをお開きください。

案件6でございますが、除外する土地は笠原町地内で、申出人は借家住まいで手狭であることから、今回、土地所有者と売買により土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は24ページまででございます。

25ページをお開きください。

案件7でございますが、除外する土地は河和田町地内で、申出人は障害者福祉施設を運営する一般社団法人で、現在の施設は借家で利用者も増え手狭であることや、老朽化が進み一部壁が崩落するなどしていることから、今回、土地所有者と売買により土地を取得し、申出地に就労支援施設を建設し、また、事務所も移転する計画でございます。残地については農福連携により取得し、障害者の就労支援のための栗の栽培や花卉の栽培を行う計画でございます。関係資料は30ページまででございます。

31ページをお開きください。

案件8でございますが、除外する土地は青柳町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在、借家住まいで手狭であることから、今回、贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は33ページまででございます。

34ページをお開きください。

案件9でございますが、除外する土地は上河内町地内で、申出人は土地所有者の子であり、新規で養魚事業を始めたいとのことから、今回、使用貸借によって土地を確保し、養魚施設を設置する計画でございます。関係資料は37ページまででございます。

38ページをお開きください。

案件10でございますが、土地改良事業実施に伴う編入でございまして、事業対象地内において、農振農用地区域となっていない土地について編入したい旨の申出でございます。関係資料は42ページまででございます。

43ページをお開きください。

軽微な変更案件 1 でございますが、軽微な変更により農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は飯富町地内で、申出人は土地所有者の親類で、売買により、現在、空き家状態である家屋及び申請地を取得する予定でございます。家屋については農業用作業小屋にし、今回申出地については以前より塀を回しており農地に復元できないことから、今回、農業用機械置場として是正したい旨の申出でございます。関係資料は45ページまででございます。

46ページをお開きください。

軽微な変更案件 2 でございますが、軽微な変更により農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は大場町地内で、申出人は農業を営んでいる法人で、事業拡大により収穫した米を保管する倉庫が必要なことから、今回、土地所有者と賃貸借により申出地に農業用倉庫を設置する計画でございます。関係資料は48ページまででございます。

49ページをお開きください。

軽微な変更案件 3 でございますが、軽微な変更により農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は小吹町地内で、申出人は農業を営んでいる者で、以前より農業用倉庫を設置していましたが、農振法上の手続をしていないことから、今回、農業用施設用地として是正し、今後も農業用倉庫として利用したい旨の申出でございます。今回受付分の説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしと回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

（事業担当者退席）

議 長 次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第12回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時05分